

東広島都市計画区域区分の変更について

1 要旨

東広島都市計画区域は、昭和 51 年に都市計画区域の指定を行うと同時に区域区分の決定を行っている。その後、3 回（平成元年、平成 9 年、平成 20 年）に亘って、定期的に区域区分の変更を行っており、次回の変更を平成 28 年度に行う。

- ▶ 区域区分は、都市計画区域において無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要がある場合に、市街化区域と市街化調整区域との区分を定める。
- ▶ 市街化区域は「すでに市街地を形成している区域」と「概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」であり、市街化調整区域は「市街化を抑制するべき区域」である。
- ▶ 区域区分の変更案を作成する場合には、公聴会などを開催する。
- ▶ 変更案は縦覧に供した後、都市計画審議会へ付議する。

2 変更の概要

- 都市計画の基本的な方向性を示す「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「区域マスタープラン」という。）」には、区域区分の決定の有無を定めることとなっており、現行の東広島都市計画区域マスタープラン（平成23年5月策定）においては、引き続き区域区分を定めることとしている。なお、本県においては、その他にも、広島圏、備後圏の2都市計画区域で区域区分を定めている。
- この度は、前回の平成 20 年の区域区分の変更から約 8 年が経過し、幹線道路の整備や開発が進展していること、人口増加への対応などにより、計画的市街地形成を図るため、区域区分の変更を行うものである。
- 区域区分の変更案の作成にあたっては、東広島都市計画区域マスタープランで示されている平成 32 年の目標年次における将来市街化区域面積の規模を上限とし、関係機関との調整を進めている。

3 スケジュール

- 今年度においては、県が市から申出のあった素案を基に関係機関との事前調整を行っており、来年度の上半期には公聴会を実施し、下半期に都市計画審議会へ付議する予定。
- なお、公聴会の開催にあたっては、都市計画審議会の各委員に出席依頼を行う予定。

